

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義及び適用対象に関する規定	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定	二
4	その他	二
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、スロバキア共和国との間の社会保障に関する協定を締結するため、平成二十七年（二千十五年）十二月から政府間交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成二十九年（二千十七年）一月三十日にブラチスラバにおいて、日本側在スロバキア新美大使とスロバキア側リフテル労働社会家族大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に一時的に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に加入していた期間を自国の制度に加入していた期間と併せて計算することができるようにすることを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題が解決することを通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

(1) 「一方の締約国」、「他方の締約国」、「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「保険期間」及び「給付」の用語の定義について定めるとともに、この協定上定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする旨定める（第一条）。

(2) この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用し、また、スロバキア共和国については、社会保険法の年金給付（老齢給付、早期退職に伴う給付、障害給付、寡婦及び寡夫に対する給付、孤児に対する給付並びに同等にするための補足給付）に関連する条及び社会保険法の社会保険への加入に関連する条について適用する旨定める（第二条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

- (1) 原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する旨定める（第六条）。
- (2) ただし、被用者又は自営業者が、他方の締約国において一時的に就労する場合には、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）された日又は自営活動の開始から五年の期間が満了するまで、一方の締約国の法令のみを適用する旨定める（第七条）。
- (3) 船舶において就労する者、公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第八条及び第九条）。
- (4) 両締約国の権限のある当局等は、一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができる旨定める（第十条）。

3 保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定

- (1) 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、第十四条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スロバキア共和国の法令による保険期間を考慮すること、給付の額の計算の方法等を定める（第十四条から第十七条まで）。
- (2) スロバキア共和国の実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、原則として、スロバキア共和国の法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、スロバキア共和国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮すること、給付の額の計算の方法等を定める（第十八条から第二十条まで）。

4 その他

一方の締約国に通常居住する協定の適用を受ける者と当該一方の締約国の国民との間の待遇の平等（第四条）、給付に関する両締約国の領域の同等の取扱い（第五条）、協定の実施のために必要な協力（第二十一条）、個人情報等の伝達及び秘密性（第二十二条）、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第二十三条）、使用言語（第二十四条）、他方の締約国の法令に基づく申請等の受理（第二十五条）、給付の支払における通貨（第二十六条）、協定の解釈等についての意見の相違の解決（第二十七条）、協定の効力発生に当たっての経過措置（第二十八条）、協定の効力発生手続（第二十九条）、協定の終了手続及び協定の下で取得された給付に関する権利の維持（第三十条）等について定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。